

移動等円滑化実績等報告書（貸切バス車両）

（R 6 年度）

住所
事業者名
代表者名

千葉県船橋市栄町一丁目10番10号
京成バスシステム株式会社
代表取締役社長 山田敦子

I．貸切バス車両の移動等円滑化の達成状況

（ 令和 7 年 3 月 31 日 現在 ）

	公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数				
	計	ノンステップバスの車両数	リフト付きバスの車両数	スロープ付きバスの車両数	その他の車両数
前年度車両数	18	18			
年度末車両数	18	18			

II．貸切バス車両の移動等円滑化のための事業の計画

対象となる貸切バス車両	計画内容 (計画対象期間及び事業の主な内容を明記すること。)
ノンステップバス	路線バス型の貸切バス車両のノンステップバス導入率50%超を維持する。
前年度の計画からの変更内容	

Ⅲ. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が1000万人以上である。	
(2) 過去3年度における1年度当たりの平均の輸送人員が100万人以上1000万人未満であり、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	○

(第20号様式)

注1. 公共交通移動等円滑化基準省令に適合した車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両の合計数を記入すること。

2. ノンステップバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているノンステップバス車両の合計数を記入すること。

3. リフト付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているリフト付きバス車両の合計数を記入すること。

4. スロープ付きバスの車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合しているスロープ付きバス車両の合計数を記入すること。

5. その他の車両数の欄には、公共交通移動等円滑化基準省令の全ての基準に適合している車両のうち、2、3及び4に該当しない車両を記入すること。

6. Ⅲについては、該当する場合には右の欄に○印を記入すること。

7. 「中小企業者」とは、資本金の額が3億円以下又は従業員数が300人以下である民間事業者を指す。

8. 「大企業者」とは、中小企業者以外の民間事業者を指す。